

令和7年度会計年度任用職員募集要項 【臨時民俗文化財調査員】

1. 資格要件

次の2つの要件を満たす人。

- ① 学校教育法による大学（短大を除く）もしくは大学院で民俗学に関する単位を取得し、卒業もしくは修了した人または歴史民俗資料館等での実務経験がある人。
- ② 学芸員資格を有する人。

(1) 国籍、年齢は問いません。

(2) 下記の地方公務員法第16条に該当する方は受験することができません。

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 応募方法

令和7年12月1日から随時受付します（ただし、土日祝は受付しません）。

写真を貼った市販の履歴書と学芸員資格を有することを証明する書類の写しを文化財課へ本人が持参して申し込んでください。（※証明書の入手に時間がかかる場合は、後日提出でも可）

申込時に面接と民俗文化財に関する知識の確認（5分程度）をしますので、必ず事前に電話にて予約してください。

【応募にあたって同意いただく事項】

- ・登録に際して提出いただいた資料は、返却できません。
- ・履歴書に記載された情報は、本登録の円滑な業務遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に管理します。

3. 結果通知及び登録・任用

(1) 選考のうえ登録の可否を決定し、郵便により結果を通知します。

(2) 任用は、登録者の中から必要に応じて随時行います。なお、登録者全員に任用機会があるとは限りませんので、登録した方すべてに雇用を約束するものではありません。

(3) 任用する場合は、文化財課から電話等で連絡します。なお、必要期間の直前に連絡する場合があります。あらかじめご了承ください。都合がつかない場合は、断っていただいても結構です。一度断ったことを理由に次から任用しないということはありません。

(4) 任用期間等については、連絡時にご説明します。

(5) 会計年度任用職員の登録の有効期間は、登録日から令和10年3月31日までの期間です。

4. 勤務条件

- (1) 勤務場所：旧田中家鋳物民俗資料館（枚方市藤阪天神町5－1）
※ 休館日…月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌平日）
- (2) 職務内容：
・ 鋳物及び民俗文化財にかかる資料調査・整理・研究に関すること。
・ 枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館の管理運営に関する事務の補助。
・ その他文化財に関する業務。
- (3) 任用期間：登録期間中随時任用します。
※任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日経過するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
- (4) 勤務形態：原則として午前9時から午後5時30分まで（休憩時間45分含む）。
週の勤務時間が原則31時間を超えない範囲での勤務。（勤務日には土日祝を含む）
- (5) 報酬：時給 1,252円～1,436円（経験年数等による）
※条例改正等により変動することがあります。
交通費補助＝交通手段や距離に応じて支給（限度額あり）
- (6) 社会保険：社会保険、労働保険については、その適用を受ける雇用形態の場合に加入します
- (7) 身分：パートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）
サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務が適用され、懲戒処分等の対象となります。
- (8) 兼業制限：任用期間中、原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等のサービス規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。また、兼業する場合は、労働時間を合算して1日8時間、週40時間を超えないことを条件とします。例えば、職務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。

5. その他

任用時には、「1. 資格要件」に記載する条件を満たしていることを証明する書類（大学・大学院での民俗学に関する科目の単位取得証明書や歴史民俗資料館等の雇用証明書等）の提出が必要となります。

6. 登録に関する問合せ先

枚方市 観光にぎわい部 文化財課 TEL 072-841-1411（直通） FAX 072-841-1278